

件名	富士河口湖町内に搬入された放射能汚染チップの状況と今後の対応について
内容	<p><b>1 経緯</b></p> <p>3月11日夕方、滋賀県の放射能汚染木くずチップ不法投棄事件関係者が滋賀県以外に本県富士河口湖町内を含む数県にも同様のものを搬入した、との通報があった。</p> <p>3月12日に現地調査を実施したところ、以前牧草地であったところに、木くずチップのフレコンバック（1m<sup>3</sup>入）36個を確認した。</p> <p>チップ周辺の空間線量率は、年間追加被曝線量1mSvに相当するものとして環境省が示している空間線量率（0.23μSv/h）を超える0.66μSv/hであった。</p> <p>なお、敷地境界付近の空間線量率は0.06μSv/hであり、これは県が毎月実施している環境放射能の測定結果と同程度であり、また、環境省が示している空間線量率（0.23μSv/h）未満であった。</p> <p>本日、検体を採取し、衛生環境研究所で放射能濃度を測定した。</p> <p><b>2 測定結果</b></p> <p>3検体を採取し測定した結果（速報値）は、次のとおりであった。</p> <p>3,400Bq/kg    2,600Bq/kg    3,000Bq/kg</p> <p>本日は降雨により、検体の状態が十分でないため、3月17日（月）に改めて検体の採取・測定を行う予定。</p> <p><b>3 当面の安全措置</b></p> <p>当面の安全措置として、次の措置を土地所有者に依頼し、実施済みである。</p> <p>敷地内への立ち入りができないよう出入口に杭・ロープを設置 「立入禁止」の表示 飛散・流出を防止するため、廃棄物をブルーシートで被覆 廃棄物の周りを杭・ロープ等で囲む。</p> <p><b>4 今後の対応</b></p> <p>測定値は、放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」）で定める指定基準（8,000Bq/kg）を下回っているが、農水省の堆肥等の暫定許容値（400Bq/kg）を超えており堆肥としては使用できない。（廃棄物に該当）</p> <p>特措法による特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物に該当する可能性があるため、環境省とも協議し、処理方法等を確認していく。</p> <p>処理については、廃棄物処理法に基づき、排出者の責任で行う必要があるため、排出者の特定に向け調査を行っていく。</p> <p>適正に処理されるまでの間、現状の安全措置を継続するとともに、監視を続けていく。</p>